## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉崎村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

泉崎村長

#### 公表日

令和5年4月1日

I 関連情報  1. 特定個人情報ファ	ノルを取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課及び通知等 ・保険料の減免等の申請 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・地域支援事業に関する事務 ・保険者事務共同処理業務 ※泉崎村では、「保険者事務共同処理業務」について、福島県国民健康保険団体連合会に委託をして 事務を実施している。 番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 介護保険システム         2. 団体内統合宛名システム         3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファ	イル名
(1) 資格ファイル (2) 納付ファイル (3) 認定ファイル (4) 受給ファイル (5) 給付ファイル (6) 宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年3月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(実施する)</li><li>(実施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」 が含まれる項 : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六系 第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十 一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項

に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項

:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項

5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	健福祉課						
②所属長の役職名	保健福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
_	_						
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145番地 泉崎村役場 総務課 電話: 0248-53-2111 ファクス: 0248-53-2958 E-mail: soumu@vill.izumizaki.fukushima.jp						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145番地 泉崎村役場 保健福祉課 電話:0248-54-1333 ファクス:0248-53-2958 E-mail:fukushi@vill.izumizaki.fukushima.jp						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和5年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	5年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供る		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接線	売しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署	福祉グループ長 小林義則	福祉グループ長 三村弘	事後	
平成29年10月1日		住所:福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字新宿 2番地	住所:福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145番地	事後	庁舎移転による変更
平成29年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	住所:福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山ケ 入101 ファックス:0248-54-1353	住所:福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145番地 ファックス:0248-53-2958	事後	庁舎移転による変更
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数及び2.取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	住民福祉課 福祉グループ	住民福祉課福祉係	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	福祉グループ長 三村弘	住民福祉課長	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	泉崎村役場 総務課 総務グループ	泉崎村役場 総務課総務係	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	泉崎村役場 住民福祉課 福祉グループ	泉崎村役場 住民福祉課福祉係	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者数	平成29年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ 1~9 リスク対策	(新規)	(様式変更に伴い新規追加)	事後	
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	再評価
令和5年4月1日	ノアイルの取扱い -関9る向	総務課総務係 住民福祉課福祉係	総務課 保健福祉課	事後	
令和5年4月1日	Ⅲしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	